

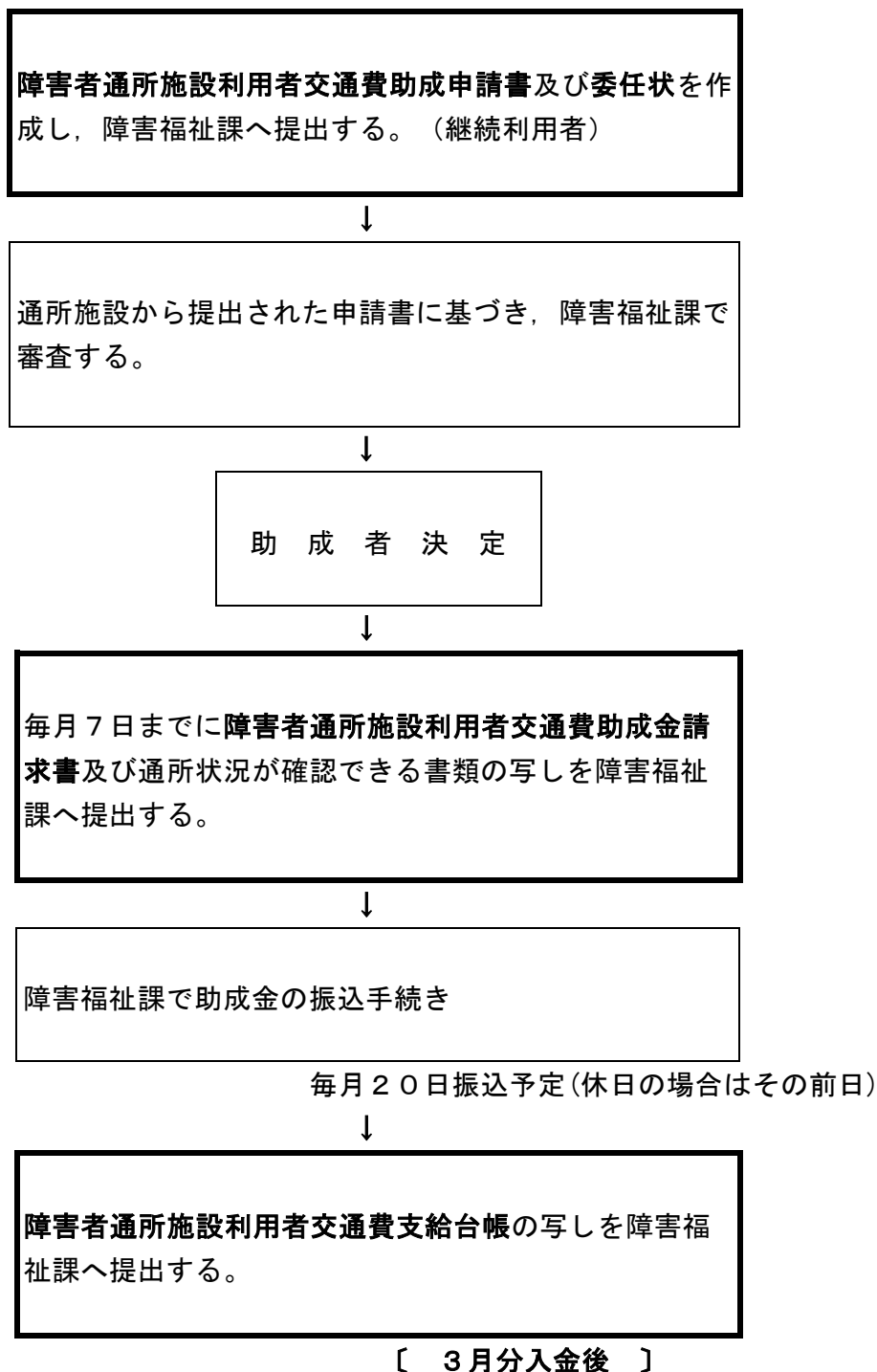
平成29年3月1日

呉市障害者通所施設利用者
交通費助成実施マニュアル

呉 市

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
呉市福祉保健部障害福祉課支援グループ
電話 0823-25-3523
FAX 0823-25-2522
E-MAIL syohuku@city.kure.lg.jp

呉市障害者通所施設利用者交通費助成の流れ



※太枠……各通所施設で行う事務

1 趣 旨

この事業は、通所施設（以下「施設」といいます。）に通所している障害者の方に、通所に係る交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、障害者の社会参加の促進を図ることを目的としています。

2 通所施設の定義

○ 通所施設とは、以下の障害福祉サービス等を行う事業所をいいます。

- (1) 自立訓練
- (2) 就労移行支援
- (3) 就労継続支援
- (4) 地域活動支援センター
- (5) 蒲刈障害者活動支援センター

3 対象者

○ 呉市に居住し、住民基本台帳に記載されている方で、一箇所の通所施設に月5日以上公共交通機関を利用し又は交通用具を使用して通所する障害者です。ただし、呉市いきいきパス所持者は除きます。

※ 障害者とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者をいいます。

※ 呉市いきいきパス所持者であっても、いきいきパスの利用可能区間外や、いきいきパスを利用しての通所が困難である方については、助成の対象となりますので、事前にご相談ください。

4 助成金の額

○ 公共交通機関を利用する場合は、最も経済的な通常の経路及び方法で、対象者の居住地から施設までの運賃に相当する額に1か月の通所日数を乗じた額を支給（限度額1万円）します。計算の根拠となる額は、障害者通所施設利用者交通費助成決定通知書に記載しています。

※ P A S P Y割引が適用される交通機関を利用する場合は、P A S P Yの所持・不所持に関わらずP A S P Y割引後の額を適用します。

※ J R（電車）の利用が1か月15日以上であれば、定期券が安価なので、定期券の購入を勧めてください。

○ 交通用具（自動車、バイク等）を使用する場合は、対象者の居住地から施設までを通所する距離が片道1.5キロメートル以上である場合に、月額1,500円を支給します。

※ 自転車での通所は対象なりません。

○ 公共交通機関と交通用具の両方を乗り継いで利用する場合は、上記の要件を満たす場合、いずれも支給対象となります。

5 助成金の算定例

○ バス利用者（P A S P Yを持っている者）

例 片道 150円→障害者割引 80円→P A S P Y割引（なし）80円【助成額】
月20日通所した場合の助成額 3,200円

月 5日通所した場合の助成額 800円
 例 片道 330円→障害者割引 170円→PASPY割引 160円【助成額】
 月 20日通所した場合の助成額 6,400円
 月 5日通所した場合の助成額 1,600円

例 片道 150円区間と片道 330円区間を乗り継いでいる場合
 片道150円→障害者割引 80円→PASPY割引(なし) 80円【助成額】
 片道330円→障害者割引170円→PASPY割引160円
 →乗継割引 150円【助成額】
 月 20日通所した場合の助成額 9,200円
 月 5日通所した場合の助成額 2,300円

○ バス定期券（PASPY定期券）利用者

ただし、通所日数が定期券に係る金額より少ない場合は、定期券を利用されていても実際に通所した日数での助成となります。

例 バス定期券 4,410円/月
 片道 150円→障害者割引→80円
 月 20日通所した場合の助成額 3,200円【助成額】 < 4,410円
 月 5日通所した場合の助成額 800円【助成額】 < 4,410円

○ JR（電車）利用者

全額が助成対象となります。

例 片道 190円→障害者割引(なし) 190円【助成額】
 月 20日通所した場合の助成額 7,600円
 月 5日通所した場合の助成額 1,900円

○ JR（電車）定期券利用者

全額が助成対象となります。

ただし、通所日数が定期券に係る金額より少ない場合は、定期券を利用されていても実際に通所した日数での助成となります。

例 JR定期券 5,670円/月
 片道(通常料金) 190円
 月 20日通所した場合の助成額 7,600円 > 5,670円【助成額】
 月 5日通所した場合の助成額 1,900円【助成額】 < 5,670円

6 助成金の申請

○ 施設の代表者は、助成対象者から申請の相談・申出があったときは、通所に係る交通機関等の利用又は使用の状況について障害者通所施設利用者交通費助成申請書に証明の上、申請書と委任状を障害福祉課支援グループへ提出してください。

○ 申請書に記載する交通機関の片道運賃額は、割引前の正規の運賃額を記載してください。

運賃額は、本人の申出を、運賃表やバス事業者への問い合わせ、ホームページ等でご確

認の上、記載してください。

○ 申請書に記載する経路は、料金発生の有無に関わらず自宅から事業所までを記載してください。

例	(施設までの通所の経路)	(交通機関)	(片道運賃額欄)
	居住地～○○バス停	徒歩	—
	○○バス停～△△バス停	○○バス	300円
	△△バス停～事業所	送迎バス	— 等

○ 年度途中、新規の申請をするときは、通所開始日より起算して20日以内に申請書等を提出してください。この場合、通所開始日から助成の適用となります。

通所開始後20日を過ぎて提出があった場合、障害福祉課が受理した日から助成の適用となります。

○ 助成決定者の交通機関、交通用具等に変更があったときは、速やかに障害者通所施設利用者交通費助成変更申請書を提出してください。

7 助成金の支給等

○ 助成の決定は、障害者通所施設利用者交通費助成決定通知書を施設の代表者に送付しますので、申請者へ説明をお願いします。

○ 助成金は月単位で支給します。毎月7日までに、障害者通所施設利用者交通費助成金請求書及び1か月の通所状況が確認できる書類の写しを提出してください。

提出書類・請求内容等を確認後、同月20日（同日が金融機関休業日に当たる場合は、その直前の営業日）に指定された金融機関の口座に振り込みます。

8 交通費助成者の通所先変更や経路変更（運賃の改定を含む）について

これらの変更により受けようとする助成金の額に変更が生じた場合は、変更した日の属する月の翌月からの助成対象となります。（ただし、変更が生じた日が月の初日の場合は、その月からの助成対象となります。）

9 決定の取消し等

次のいずれかに該当するときは、交付の決定の取消を行うとともに、既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還していただきます。適正な執行にご協力をお願いします。

- (1) 呉市の住民でなくなってもかかわらず、届出を行わず助成金の支給を受けていたとき。
- (2) 交通機関等の変更により、助成金の額が減額となったにもかかわらず、届出を行わず助成金の支給を受けていたとき。
- (3) その他不正に助成金の支給を受けたとき。

10 障害者通所施設利用者交通費支給台帳の提出

施設の代表者は、年度終了後、障害者通所施設利用者交通費支給台帳の写しを提出してください。